

茅ヶ崎市訓令第4号

庁 中 一 般
出先機関全般

茅ヶ崎市庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市庁議規程の一部を改正する訓令

茅ヶ崎市庁議規程（昭和62年茅ヶ崎市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「理事」の次に「（次条第2項に規定する職を兼ねる者を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。